

<調理師業務従事者届の提出について>

東京都福祉保健局

**平成28年は、調理師法に定める「調理師業務従事者届」の該当年です。
貴施設に就業する調理師について「調理師業務従事者届」を提出してください。**

1 届出の対象となる調理師の方

平成28年12月31日現在、調理師免許を有し、東京都内に所在する施設で調理業務に従事している方(パート、アルバイトの方も含まれます。)

2 届出期限

平成29年1月15日(日曜日)まで(当日消印有効)

3 届出方法

届出用紙の①②欄に平成28年12月31日現在の従事状況をご記入の上封筒に82円切手を貼って、該当する届出先へ郵送してください。

注) この届出用紙は、従事している施設が東京都内にある場合のみ使用できます。他道府県にある場合は、施設所在地の衛生主管課にお問い合わせください。

4 届出先(郵送先)

届出受理機関として、東京都は複数の団体を指定しています。

業務従事場所により下表を参照に郵送してください。

「8 飲食店営業」で西洋料理、中国料理以外の調理師の方は「公益社団法人 日本全職業調理士協会」又は「公益社団法人 日本料理研究会」のどちらかに郵送してください。和食、洋食、中華など複数分野の営業を行っている場合は、主な業務区分の届出先に郵送してください。

給食施設の方は「公益社団法人 集団給食協会」に郵送してください。

調理業務従事場所	届出先(東京都知事指定 指定届出受理機関)
8 飲食店営業(日本料理、麺類、寿司などを含む。) 9 魚介類販売業、10 そうざい製造業	公益社団法人 日本全職業調理士協会 〒169-0051 新宿区西早稲田 2-5-13 いうビル 4階 電話:03-5285-0271
8 飲食店営業(日本料理、麺類、寿司などを含む。)	公益社団法人 日本料理研究会 〒104-0045 中央区築地 2-15-15-201 電話:03-3545-1651
8 飲食店営業(西洋料理)	公益社団法人 全日本司厨士協会 東京地方本部 〒105-0011 港区芝公園 3-6-22 JCビル 5階 電話:03-5473-7261
8 飲食店営業(中国料理)	公益社団法人 日本中国料理協会 〒103-0012 中央区日本橋堀留町 2-8-5 JACCビル 3階 電話:03-3666-5415
1 寄宿舍・寮、2 学校、3 病院、4 事業所、5 社会福祉施設、6 介護老人保健施設、7 矯正施設、11 その他	公益社団法人 集団給食協会 〒101-0045 千代田区神田鍛冶町 3-5-8 神田木原ビル 1階 電話:03-3254-4615

5 お問い合わせ先

東京都福祉保健局 健康安全部 健康安全課 試験・免許担当

電話 : 03-5320-4358(直通)

福祉保健局ホームページ : <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp>